

議案第68号

沼田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

沼田市行政財産使用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月1日提出

沼田市長 横山公一



沼田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

沼田市行政財産使用料条例（昭和54年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「市庁舎」を「市庁舎等」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

| 施設区分 | 使用料(1時間当たり) |
|---------------------------|-------------|
| 市庁舎防災会議室401 | 440円 |
| 市庁舎防災会議室402 | 440円 |
| 市庁舎防災会議室403 | 440円 |
| 市庁舎防災会議室404 | 330円 |
| 市庁舎防災会議室405 | 330円 |
| 市庁舎防災会議室406 | 330円 |
| 市庁舎議場（第2委員会室及び第3委員会室を含む。） | 1,650円 |
| 防災広場 | 1,100円 |
| 多目的スペースA | 330円 |
| 多目的スペースB | 330円 |
| 多目的スペースC | 330円 |
| 多目的スペースD | 330円 |
| 多目的スペースE | 330円 |
| 多目的スペースF | 330円 |
| 多目的スペースG | 330円 |

備考 防災広場又は多目的スペースA、B、C、D、E、F若しくはGを使用する場合において、使用の許可を受ける者が次のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を使用料とする。ただし、当該額に10円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 専ら営利を目的として使用するとき この表に定める使用料の 1.5 倍の額
- (2) 市民等（市内に在住し、在勤し、又は在学する者並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。）以外の者が使用するとき この表に定める使用料の 2 倍の額
- (3) 前 2 号のいずれにも該当するとき この表に定める使用料の 3 倍の額

附 則

この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。